

○財務省告示第三百三十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十三年九月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年十月六日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号	二 発行の根拠 法律及びその 条項の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（二十年）（第百回、第百十六回、第百十八回及び第百二十二回）及び利付国庫債券（三十年）（第八回、第十回、第十三回、第十五回、第十七回、第十八回、第二十一回、第二十二回、第二十三回、第二十五回、第三十回及び第三十三回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。 額面金額で二千九百九十六億円				

十四
利
子

十八
元利象各準入償償
利回国発と札還還
金り債行すの金額限
支の対る基額限

第 十 号 控 得 は 出 に 住 時 額 金 に の 口 る
行 対 除 税 外 し は 者 に () 額 よ に 座 も
に 各 国 規 定 する が 乗 じ た 金 額 を 所
を 各 期 支 払 の 期 各 期 支 払 の 期 各
と 算 式 によ り 算 出 し 支 払 期 間 中
う 。 算 式 によ り 算 出 し 支 払 期 間 中
日 支 払 日 次 ぎ 支 払 期 間 中
日 支 払 日 次 ぎ 支 払 期 間 中
す る 日 支 払 日 次 ぎ 支 払 期 間 中

各 行 対 象 国 債 の 利 率 / 100 × 各
金 額 / 2

(別 表 の 中)
額 金 額 三 百 円 以 上
平 成 二 十 三 年 九 月 十 五 日 付
本 証 券 業 協 会 が 発 行 し た 公 債
店 頭 売 買 参 考 統 計 表 に 掲 載 さ
れ た 各 行 対 象 国 債 の 平 均 値 の
単 利 回 り と す
日 本 銀 行

（（利 第（三 十（付 八）国 回）庫 ）債 ）券	（（利 第（三 十（付 七）国 回）庫 ）債 ）券	（（利 第（三 十（付 五）国 回）庫 ）債 ）券	（（利 第（三 十（付 三）国 回）庫 ）債 ）券	（（利 第（三 十（付 回）国 ）庫 ）債 ）券	（（利 第（三 十（付 回）国 ）庫 ）債 ）券	（（利 回（第 二）国 ）庫 ）債 ）券	（（利 第（二 十（付 百）国 回）庫 ）債 ）券	（（利 第（二 十（付 百）国 回）庫 ）債 ）券	（（利 第（二 十（付 百）国 回）庫 ）債 ）券	（（利 第（二 十（付 回）国 ）庫 ）債 ）券	名称及び記号
二・三%	二・四%	二・五%	二・〇%	一・一%	一・八%	一・八%	二・〇%	二・二%	二・二%	二・二%	利率（年）
平成三十四年四月二十七日	平成三十四年四月二十六日	平成三十四年四月二十六日	平成三十四年四月二十五日	平成三十四年四月二十五日	平成三十四年四月二十四日	平成三十四年四月二十二日	平成三十四年四月二十二日	平成三十四年四月二十二日	平成三十四年四月二十二日	平成三十四年四月二十日	償還期限
二百四十三億円	二百億円	三百九十三億円	二百七十二億円	六百十八億円	二百六十五億円	五十八億円	八十八億円	四百三十九億円	二百三十六億円	（発行額 額面金額）	

（別表）

十九 払込者
十九 払込場
二十 払込期
二十 払込日
平成二十三年九月二十一日
財務大臣から通知を受けた者

（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）
二・〇%	二・三%	二・三%	二・五%	二・五%	二・三%
平成九年五月二十二日	平成九年五月二十一日	平成十年四月二十八日	平成六年四月二十八日	平成三年四月二十八日	平成十年四月二十七日
二十七億円	百三十九億円	九十四億円	二百九十億円	十億円	百七十二億円